

その他災害対策編

それぞれの災害対策において特記すべき事項について記述した。その他の事項については「風水害対策編」を参照のこと。

第1章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、消防本部

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故の発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機（器）材の整備等に努め、航空災害の事故対応に万全を期する。

第2 主な取組み

- 1 関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、市民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 3 救急救助用の資機（器）材の整備等に努める。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や市民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 職員の非常参集体制は、風水害対策編第1章第4節「活動体制計画」に定めるとおり、整備する。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第1章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、救助活動の支援体制の整備を行う。

3 救急救助用の資機（器）材の整備

各種活動を迅速、的確に実施するため、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり、救助工作車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、消防本部、消防団

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第2 主な活動

- 1 事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。
- 2 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。
- 3 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集及び報告

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに長野地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の報告

市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

発災を覚知した場合は、風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」において定めるところにより、速やかに関係職員を参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

3 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 関係機関による多様な手段を活用した捜索活動の実施

市は、県から航空機の遭難情報を得た場合、速やかに消防団と連携した捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

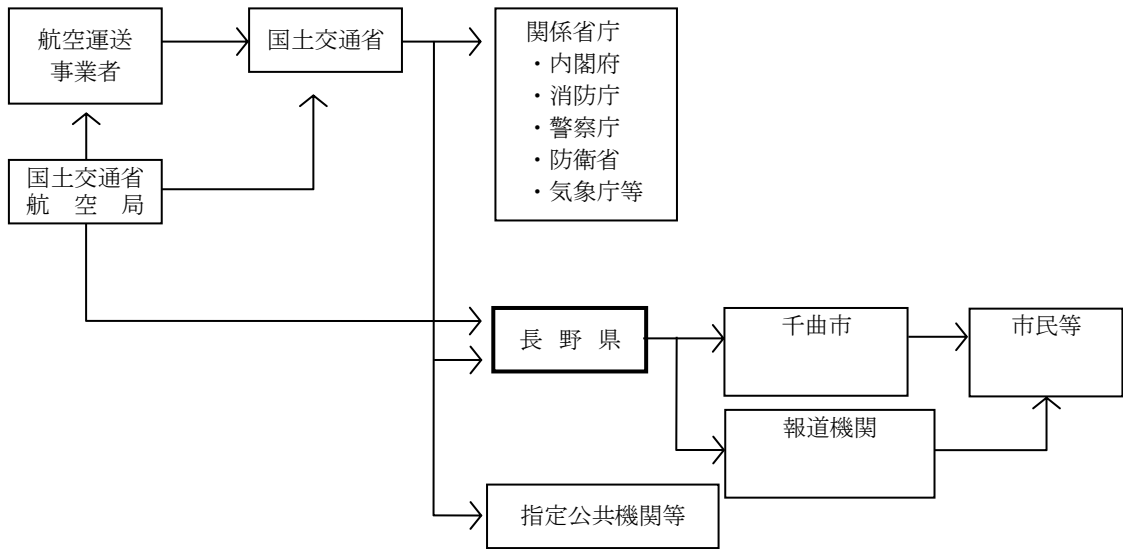
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

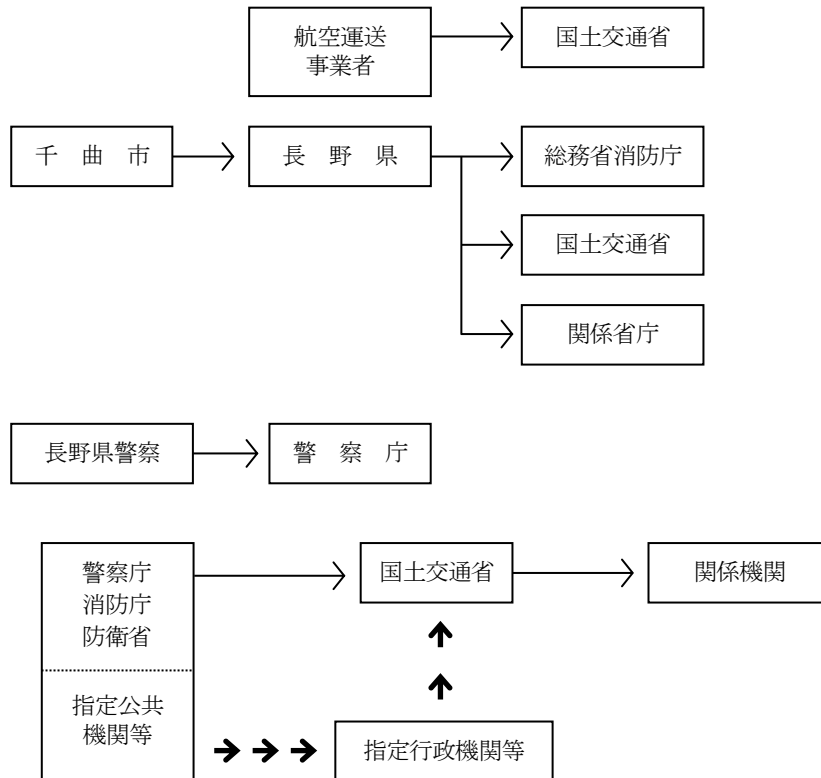
多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」において定めるところにより、医療救護活動を実施する。

4 航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

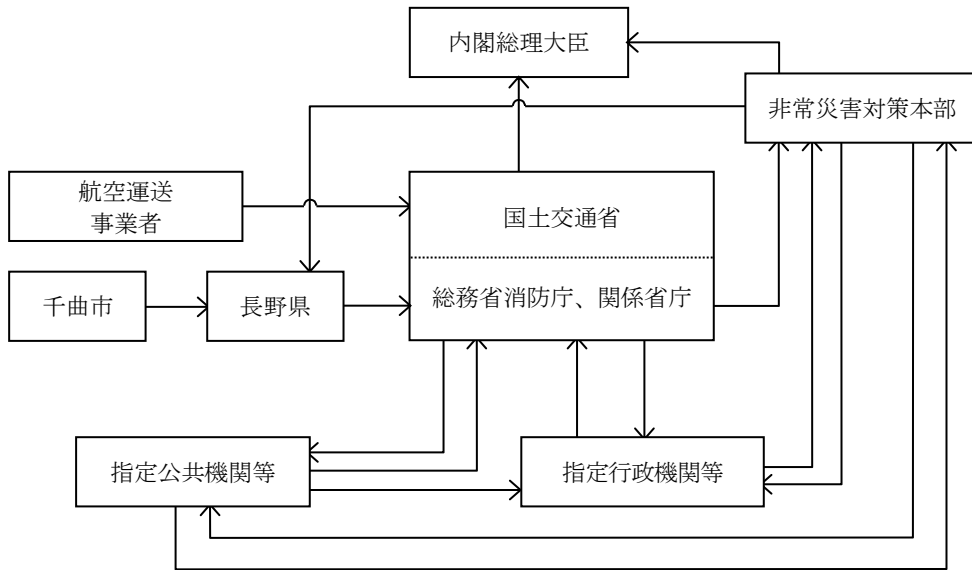


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

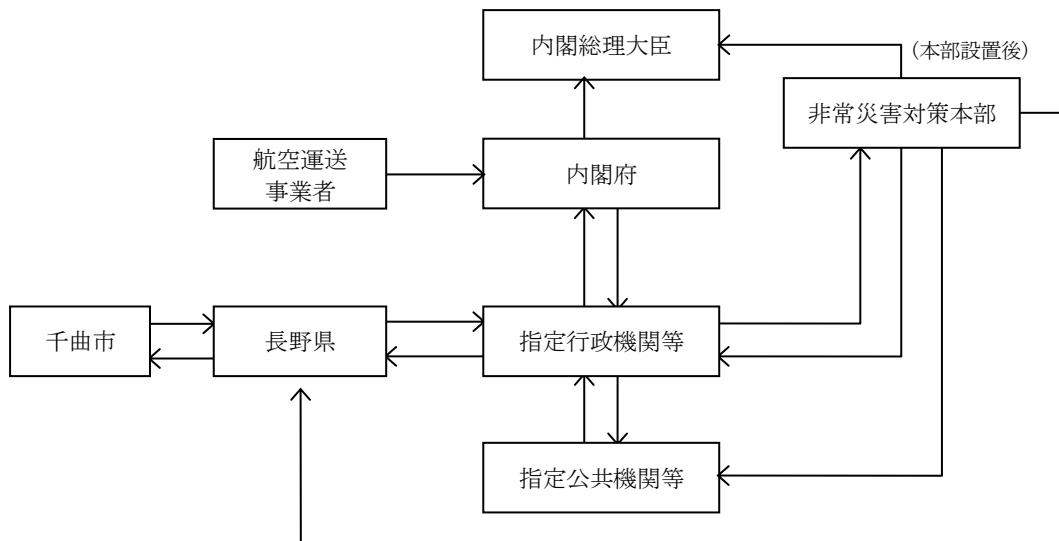


大規模な場合 (→ → は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第2章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

建設課

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化する。
- 2 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路利用者に対する気象警報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

- (1) 道路管理者は、気象庁等による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から関係機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 道路管理者は、道路利用者に気象警報等を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図るものとする。

2 道路（橋梁等を含む）の整備

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として道路管理者は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

- (1) 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。また、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え調整を行う。

3 災害応急体制の整備

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れる恐れがあるため、関係機関との協力体制を整備する。

4 関係者への的確な情報伝達体制の整備

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、建設課、消防本部

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
- 2 被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 3 市による応急復旧が困難な場合は、応援協定等により応援要請を行う。
- 4 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 5 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

- (1) 道路管理者は、巡視の結果等について、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに関係各機関へ通報するものとする。
- (2) 市は、巡視の結果や通報、市防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (3) 道路管理者は、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努めるものとする。

2 救急・救助・消火活動

市は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

3 応急活動の実施

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

- (1) 道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供するものとする。
- (2) 市は、行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (3) 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

4 関係機関の協力体制の確立

関係機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

- (1) 市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。
- (2) 関係機関はパトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに市等へ通報するも

のとする。また、市等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

5 関係者への情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

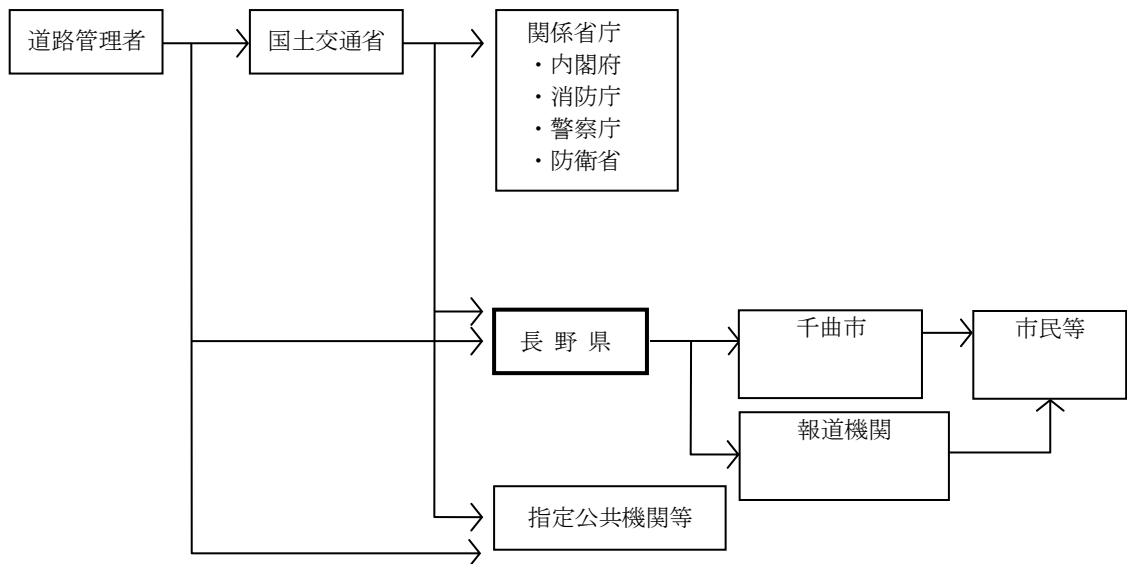
6 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

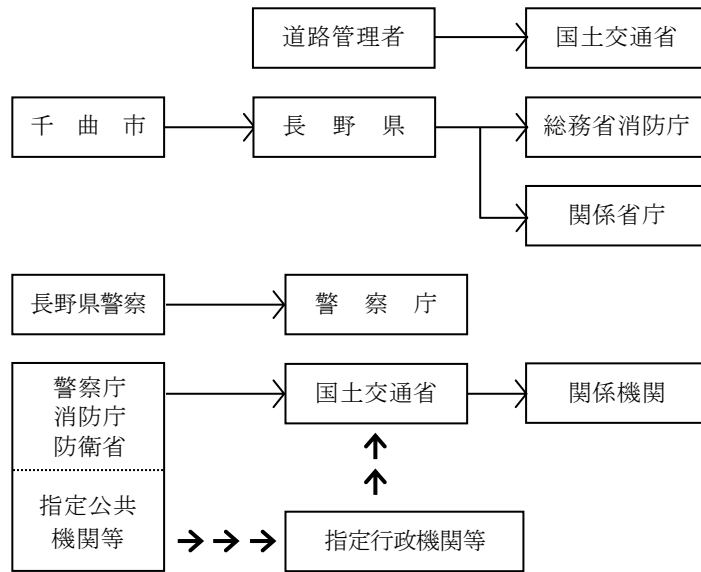
- (1) 市は、パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。
- (2) 応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機（器）材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

7 道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

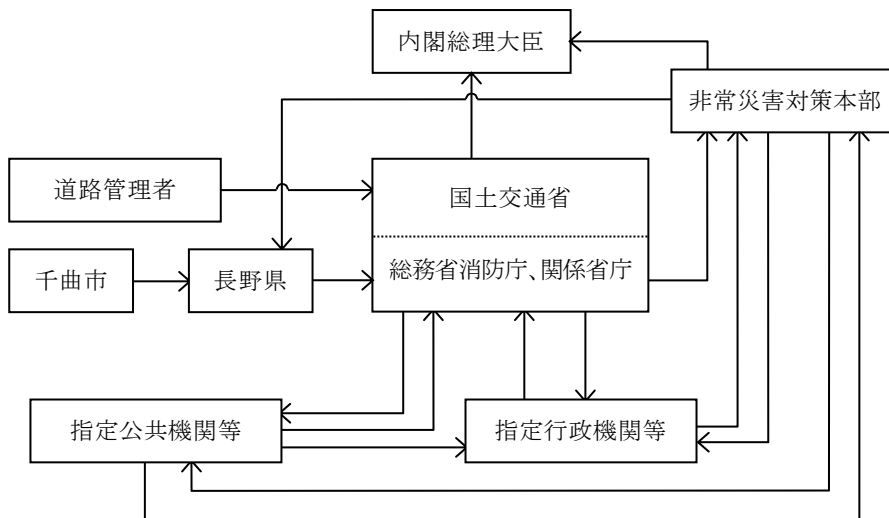


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

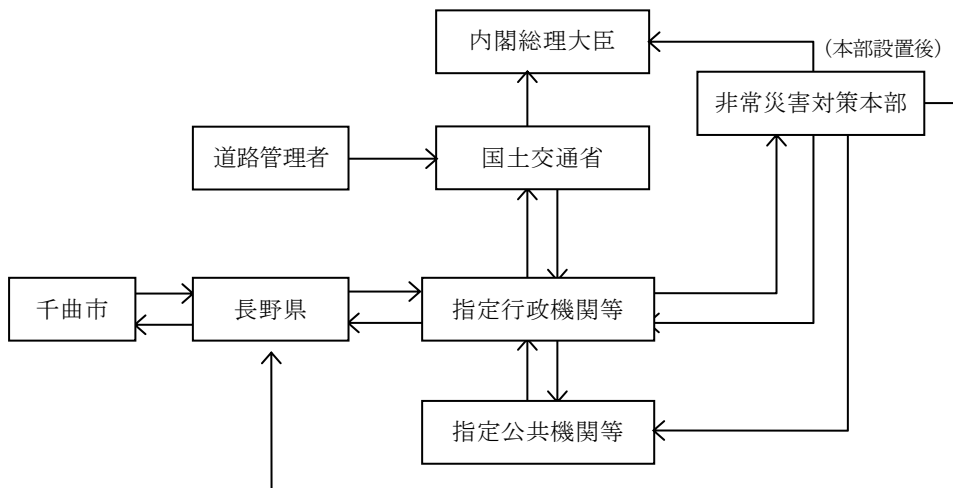


大規模な場合（→→→は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第3章 鉄道災害対策

本章において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、総合政策課、建設課、消防本部、鉄道事業者

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 市及び鉄道事業者は、踏切道の改良、鉄道施設周辺の安全を確保のため必要な対策を講じる。
- 2 市は、鉄道事故による市民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 4 市及び鉄道事業者は、鉄道災害における災害応急体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる。

(1) 踏切道の保守・改良

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。市は踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

(2) 鉄道施設周辺の安全の確保

市は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の対策を講じる。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

市及び県は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

2 災害応急体制の整備

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を図る。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡

体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備を図る。

ア 市は、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から鉄道事業者との連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 市は、特に、鉄道事故を引き起こす恐れのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて鉄道事業者との連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携強化を図る。

ア 市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

イ 鉄道事業者は事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市・県及び消防機関との連携の強化に努める。

(3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

このため、市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり連絡体制の整備等に努める。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機（器）材等の輸送のため、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故発生時に適切な行動をとることにより、被害を最小限にとどめるため、具体的な状況を想定した訓練が重要である。

鉄道事業者は、事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(6) 事故復旧への備え

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、総合政策課、建設課、消防本部、鉄道事業者

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、鉄道事業者は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集する。
- 2 被害の状況等に応じて、市は応援協定等による応援要請並びに、県に対し自衛隊の災害派遣の要請を行う。
- 3 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 4 鉄道事業者は、代替交通手段を確保する。
- 5 被災者家族、一般市民等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する。

(1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する。

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こす恐れのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。

ウ 発見又は連絡に基づき、市は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

(2) その他各種情報等の収集・連絡

事故発生後の第1次情報(被害速報等)をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する。

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

2 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するため、各関係機関は速やかに活動体制を整える。

(1) 鉄道事業者が実施する対策

ア 被害拡大防止措置

(イ) 関係列車の非常停止の手配

(ロ) 乗客の避難

イ 活動体制の確立

- (7) 職員の非常招集
- (4) 情報収集連絡体制の確立
- (9) 対策本部の設置

(2) 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市は広域応援を要請し、また他の市町村からの要請に応じて応援を行う。

ア 市は、市内で鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求める。

イ 市は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(3) 自衛隊派遣要請

市は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救助・救急・消火活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

(1) 市が実施する対策

市は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

(2) 鉄道事業者が実施する対策

鉄道事業者は事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保するため、鉄道事業者は以下の対策を実施する。

- (1) 他路線への振り替え輸送
- (2) バス代行輸送
- (3) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

5 関係者等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般市民にも随時情報の提供を行う。

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

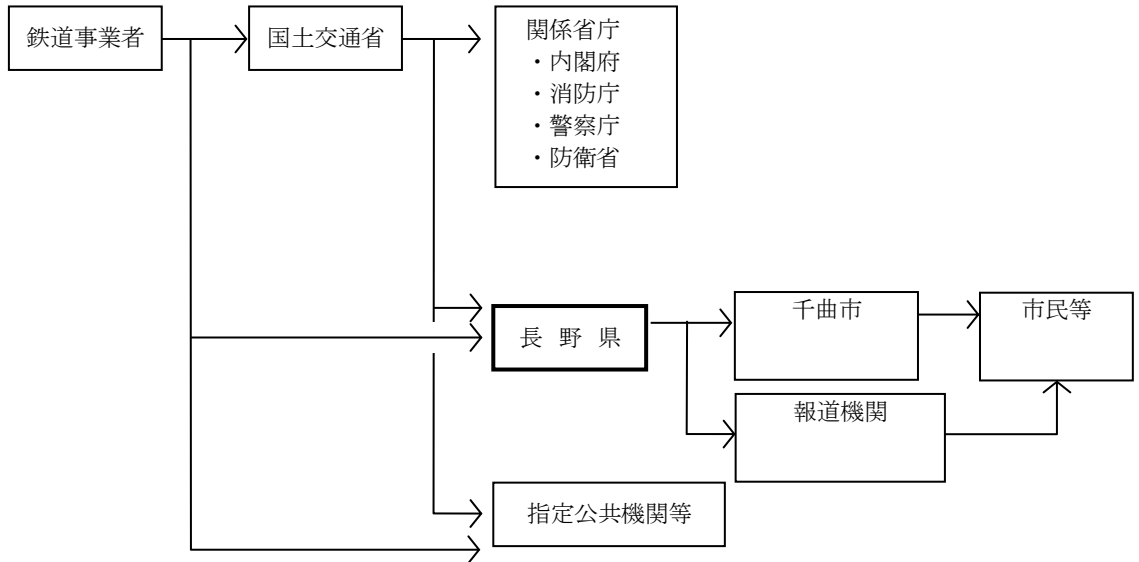
市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(2) 一般市民への情報伝達活動

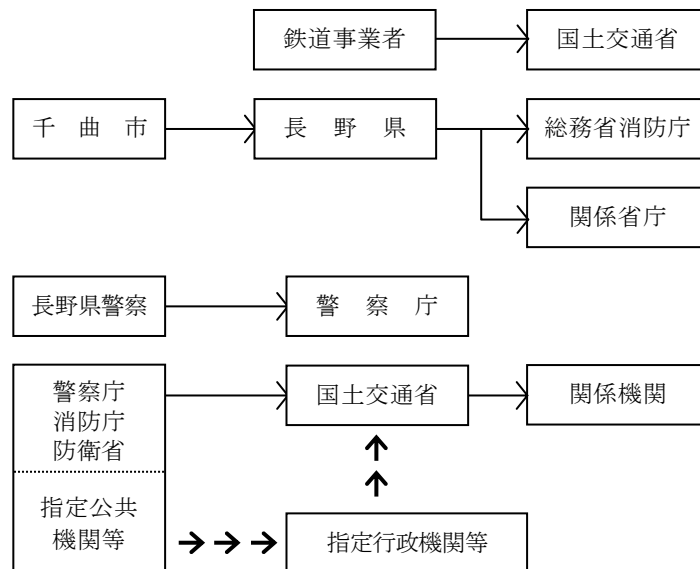
鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般市民にとって必要な情報の提供を行う。

6 鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

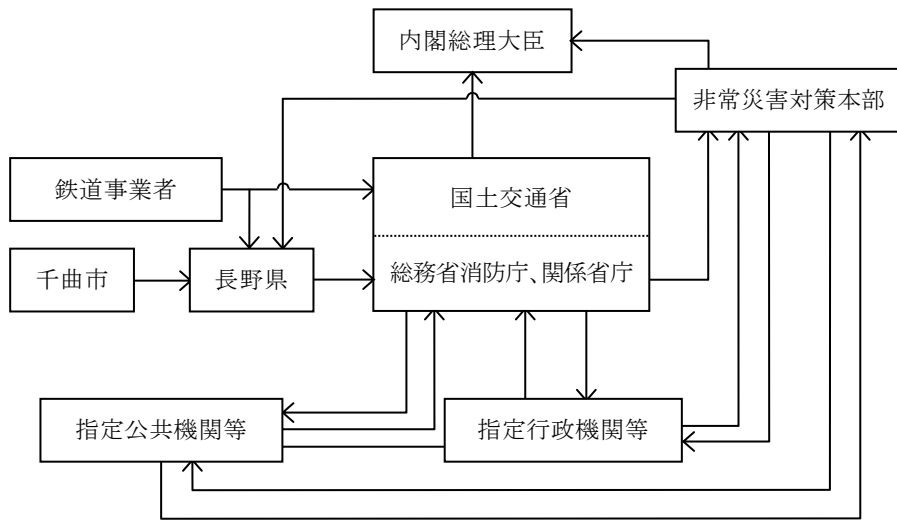


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

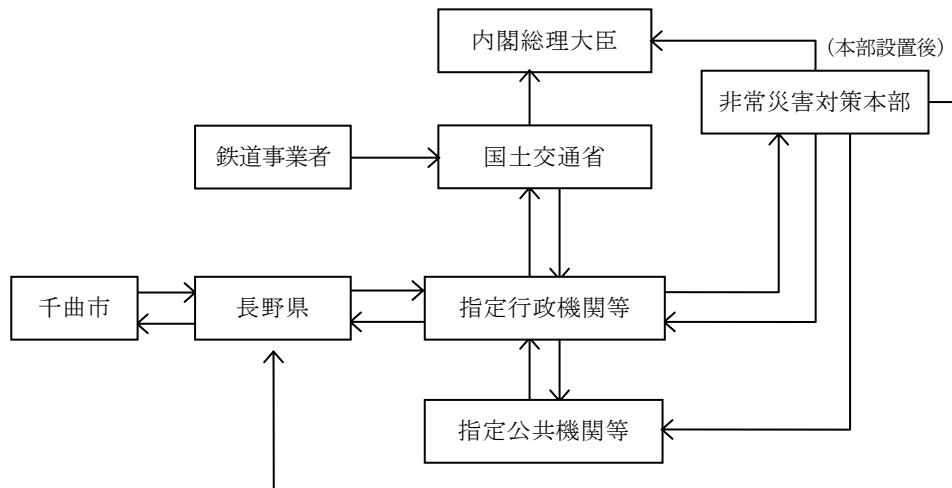


大規模な場合（→→は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

環境課、建設課、消防本部

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
- 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 3 危険物等大量流出時における応急対策用資機（器）材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る。

(1) 規制及び指導の強化

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- ウ 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携など、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を推進する。

(1) 消火資機（器）材の整備促進

市は、多様化する危険物火災に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機（器）材の整備を図る。

(2) 警察署との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、

連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機（器）材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を推進する。

- (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機（器）材の整備、備蓄促進について指導する。
- (2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。
- (3) 危険物等の河川等への大量流出時に備え、水道事業者は、給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。

第2節 災害応急対策計画

環境課、健康推進課、建設課、上下水道課、消防本部

第1 基本方針

危険物等施設に大規模な事故（タンクローリー等の横転事故を含む）が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、関係機関と密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

- 1 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- 2 危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。
- 3 負傷者等が発生した場合は、救急・救助活動等を実施する。
- 4 危険物等が河川へ大量流出した場合は、被害の拡大防止を図る。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報収集、連絡は、風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に基づき実施する。

2 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

(1) 危険物施設応急対策

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害

発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施など、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 危険物等の種類に応じた応急対策

毒物・劇物保管貯蔵施設等については、風水害対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」に定めるところにより応急対策を実施する。

(3) 救助・救急活動

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境の監視を行い、周辺住民への影響を最小限に抑える。

(1) 河川管理者、危険物等施設の管理者等は危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

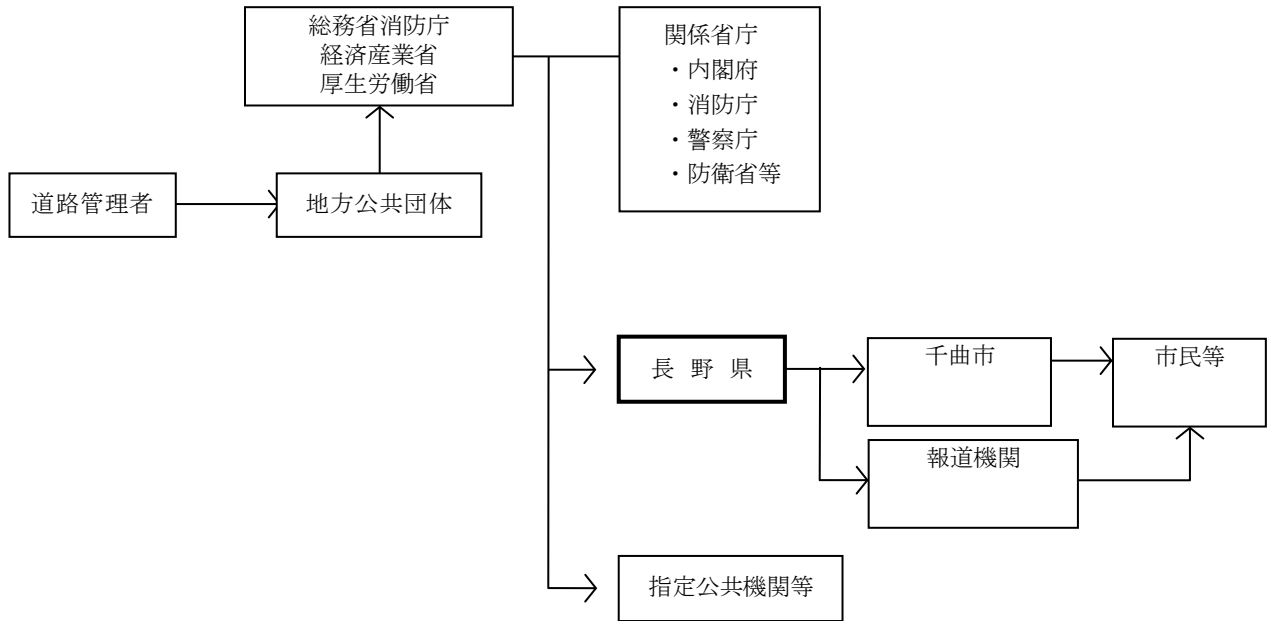
(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 危険物等施設の管理者等は危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。

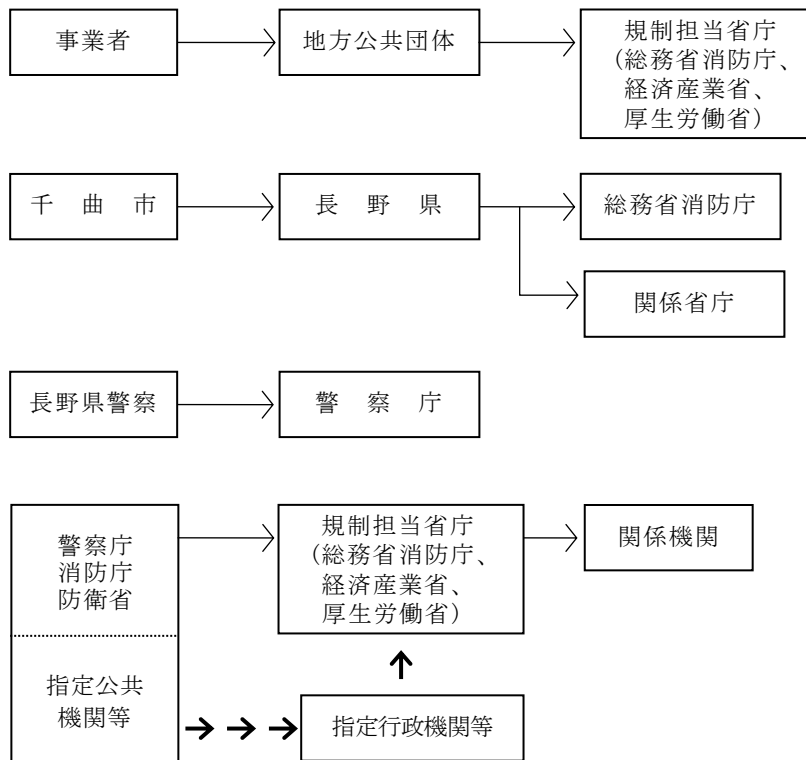
(4) 水道事業者は取水箇所にて異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

4 危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

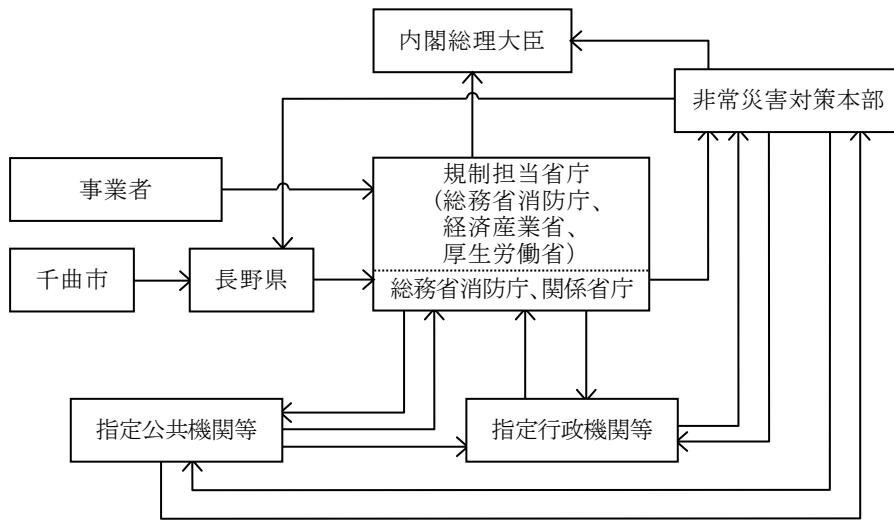


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

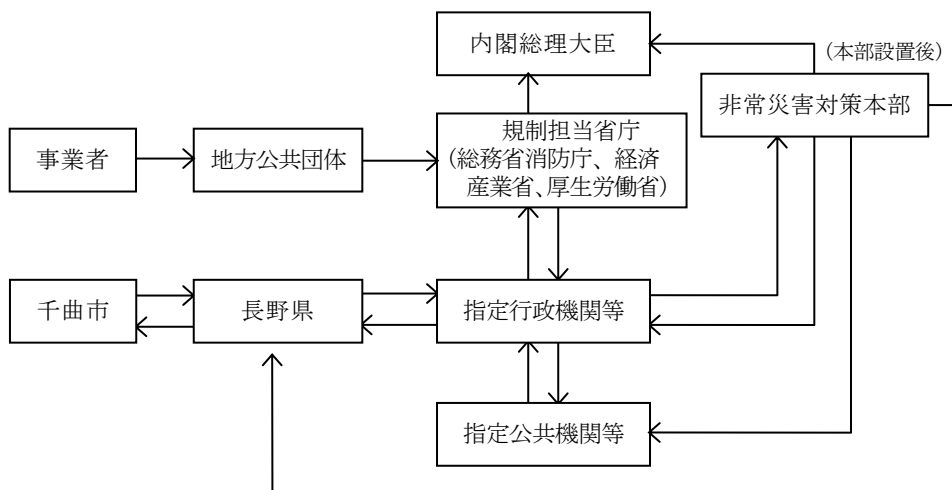


大規模な場合 (→ → は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第5章 大規模火災対策

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、農林課、建設課、都市計画課、
歴史文化財センター、消防本部

第1 基本方針

建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性がある。このため、大規模な火災災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火災災害による地域経済活動の停滞防止及び市民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火災災害に強いまちづくりを推進する。
- 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。
- 3 消防用資機（器）材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。
- 4 避難誘導計画を作成する。

第3 計画の内容

1 大規模な火災災害に強いまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火災災害に強いまちづくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火災災害から地域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域等を検討する。
- (3) 「緑の基本計画」に基づき、防災対策に資する効果的な公園及び防災遮断帯となる街路樹や緑地等の配置を検討し、都市公園等の積極的な整備に努める。
- (4) 市道について、国道、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、都市計画事業を推進する。
- (6) 都市公園等の開かれた場所については、必要に応じて大規模火災の輻射熱や熱風に対して安全な空間とすることに努める。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火災災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、防火に努める。
- (2) 防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。
- (3) 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。
- (4) 文化財施設の管理者は、施設の安全管理を徹底し、防災訓練を定期的に行うものとする。

3 活動体制の整備等

風水害対策編第1章第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり、消防用資機（器）材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

4 避難誘導計画の作成

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、住民等への周知を図るとともに避難誘導訓練を行う。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、消防本部、消防団

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

なお、本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 消火活動

- (1) 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

- (2) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

- (3) 応援要請等

ア 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測されるなど緊急の必要があると認めるときは、消防防災ヘリコプター及び風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ 消防防災ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 住民、事業所及び自主防災組織等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

2 救助・救急活動

- (1) 大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、消防防災ヘリコプター及び相互応援協定に基づく応援要請等を速やかにを行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

- (2) 住民、事業所及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

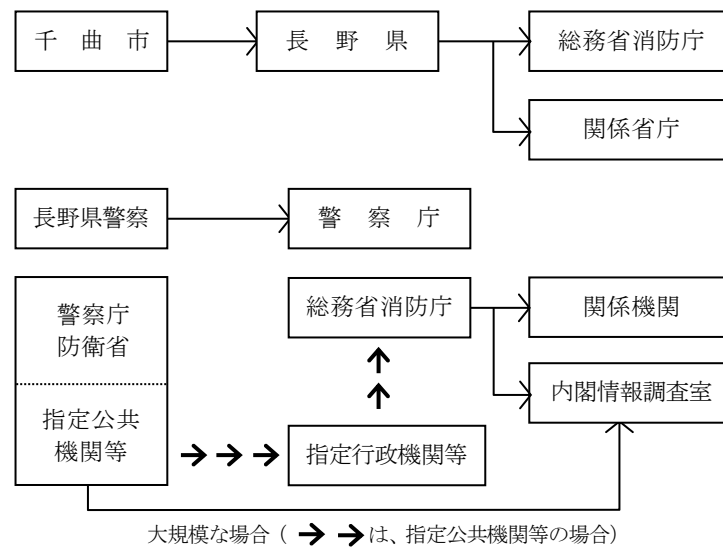
3 避難誘導活動

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

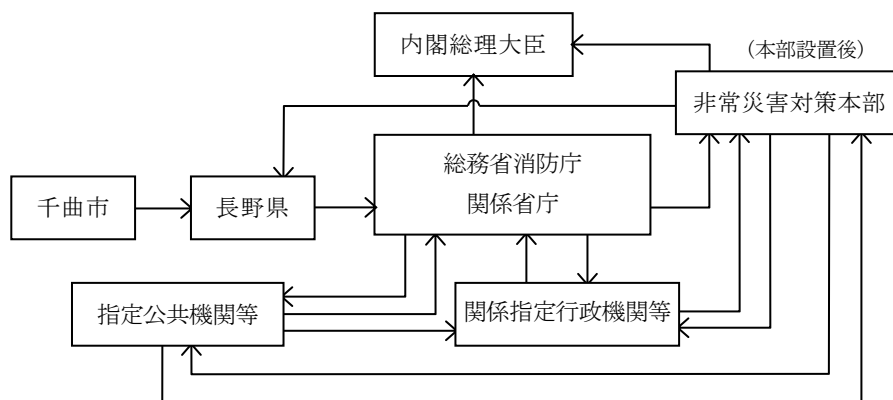
- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。
- (2) 建築物の管理者等は利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

4 大規模な火事災害における連絡体制

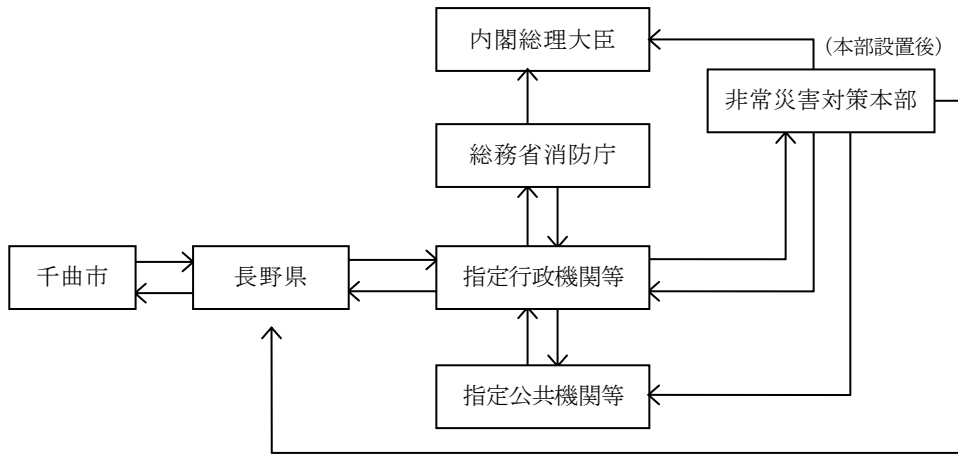
- (1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



- (2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第6章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、農林課、消防本部

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関との連携を図り、林野火災対策計画の確立を図る。
- 2 気象に関する情報、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 3 林野火災に対する活動体制を整備する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機（器）材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機（器）材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

- (1) 防火知識の普及
 - 関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火知識の普及啓発を図る。
- (2) 林野所有（管理）者に対する指導
 - ア 火の後始末の徹底
 - イ 防火線・防火樹帯の設置

- ウ 自然水利の活用による防火用水の確保
- エ 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- オ 火災多発期における見回りの強化
- カ 消火のための水の確保等

(3) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備を行う。

3 林野火災防止のための情報収集体制の整備

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

4 林野火災に対する活動体制の整備等

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

(1) 情報の収集・連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、消防防災ヘリコプターを要請し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 林野火災発生時における職員の非常参集体制及び応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機(器)材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において、自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機(器)材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、農林課、消防本部

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請など、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 主な活動

- 1 気象状況等により林野火災の発生の恐れがある場合、警戒活動を実施する。
- 2 関係機関が連携して消火活動を実施するとともに、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 林野火災の警戒活動

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

- (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生の恐れがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

ウ 火災警報の市民及び入林者への周知は、屋外告知放送、千曲市メール配信サービス、打鐘、サイレン、掲示標、広報車、(株)信州ケーブルテレビジョン等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の情報収集

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

- (1) 職員を災害現場へ派遣し、無線機等により現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。
- (2) 災害の状況によっては、消防防災ヘリコプターによる偵察の要請を行う。

3 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

- (1) 災害情報の収集・連絡体制

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

ア 職員の災害現場への派遣及び情報収集を行う。

イ 消防本部からの県への火災即報の送信を行う。

ウ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。

(2) 林野所有（管理）者の活動体制

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

ア 市は、林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 林野所有（管理）者等は初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行うものとする。

4 消火活動

被害の拡大を最小限に食い止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

地上からの消火活動に加え、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

(1) 林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ確かな消防活動を行う。

(2) 林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討する。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 市民等の避難

ケ 空中消火の要請

コ 通行規制

(3) 空中消火の要請

ア 広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、要請する。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請する。

ウ 状況に応じ、県に消防防災ヘリコプター等による空中消火を要請する。

5 二次災害の防止活動

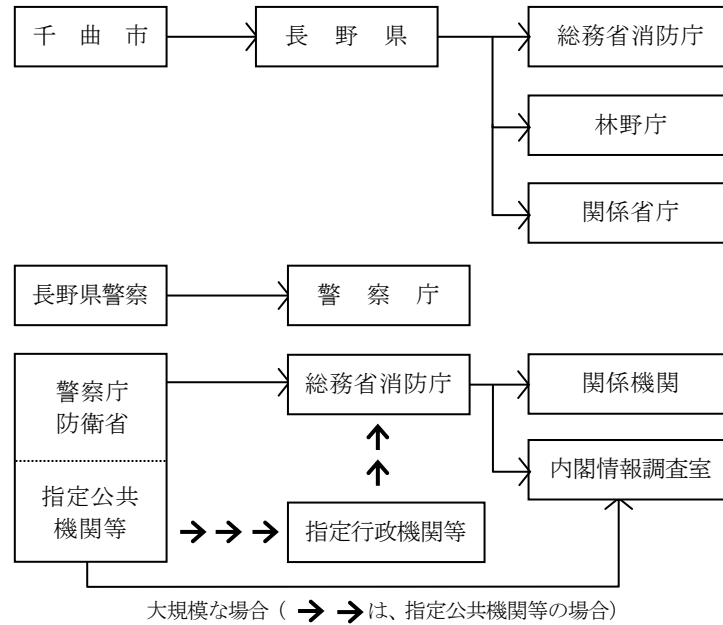
林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり溪流における土石流の発生等の危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

(1) 危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講じる。

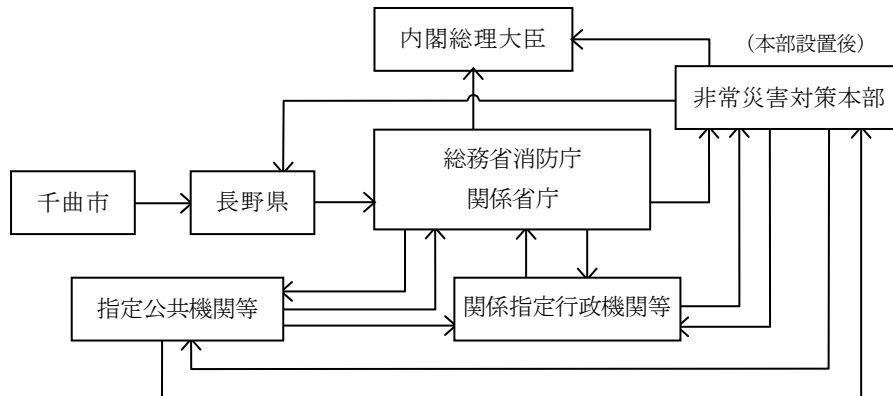
(2) 緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

6 林野火災における連絡体制

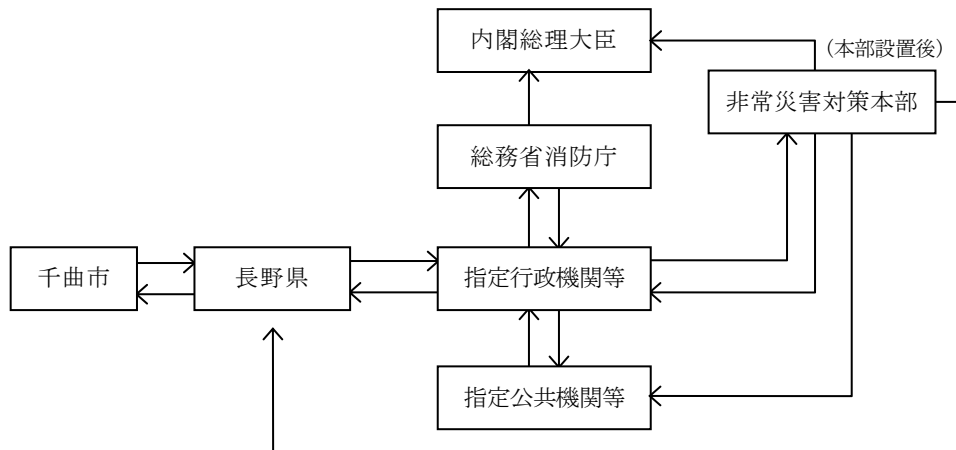
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第7章 雪害対策

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、建設課、生活安全課、保育課、
農林課、教育総務課、歴史文化財センター

第1 基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持に資するため、主要道路の交通確保及び輸送、電力、通信の確保並びに緊急時の医療等の確保、住家及び集落の孤立化対策、雪崩対策、融雪対策等により雪害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取り組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 住家及び集落の孤立化を防止するため、迅速な除雪体制を整備する。
- 4 関係機関との連携により、鉄道、バス運行の確保、電力、ガス供給の安定確保、通信の確保等を図る。
- 5 雪害による農作物の被害を防ぐため、関係機関と協力して適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 6 幼児、児童生徒の安全及び通園、通学路の確保を図り、保育及び教育の確保を図る。
- 7 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 8 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 9 雪崩や落雪による被害を防止するための注意喚起を行う。
- 10 雪害に関する知識について普及・啓発を図る。
- 11 渋滞時におけるドライバー、車両等への食糧、燃料、一時滞在所の提供等。
- 12 市民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 雪害に強いまちづくりを形成するため、除雪、排雪、防雪、凍雪害に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (2) 除雪用機械の配備を計画的に進め、除雪体制の強化を図る。
- (3) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・水路の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

- (1) 冬期における道路交通を確保するため、各道路管理者は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。
- (2) 市は、除雪用資機材の整備を図るとともに除雪体制を整備し、幹線道路等の道路交通を確保する。
- (3) 市は、建設業協会等との連携を強化し、除雪基準に達したときは早期に除雪できる体制を整備する。
- (4) 市は、県及び関係市町村と締結している相互除雪協定等に基づき、道路ネットワークを考慮し、市道と県道の区別なく相互除雪できる体制を整備する。
- (5) 市は、大雪に関する情報、交通規制情報等を適切な手段によって適宜発信する。
- (6) 市は、駅前及び周辺道路、バス停留所等を優先して除雪を行う。
- (7) 市民は、住宅周辺及び通園、通学用道路、歩道等の自主的な除雪に協力する。

(8) 市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

3 集落等の孤立化防止計画

市は、除雪機械の配備を計画的に進め、市民の協力のもと除雪を行い集落・住家の孤立化を防止する。また、除雪のできない世帯等の把握と優先的な除雪に努める。

4 関係機関との連携

(1) 鉄道、バス運行事業者

鉄道、バス等の公共交通網が混乱すると市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪体制の整備を図るものとする。

ア 排雪車両及び除雪機械の増強による除雪体制の整備

イ 利用者に対する運行情報の提供体制の整備

ウ 降雪による支障木の伐採、落下物の除去

(2) 電力、ガス、通信事業者

電力、ガスの安定供給及び通信の確保を図るため、雪害対策、除雪対策の体制整備を図るものとする。

ア 線路設備等の巡回、点検

イ 雪害に対する設備、施設の強化

ウ 道路管理者が整備した共同溝への線路設備等の地中化

エ 支障木の伐採

5 農林産物対策

雪害による農林産物の被害を防ぐため県及び市は、農林業関係団体と協力して生産者等に対する予防技術の指導並びに普及を行う。

(1) 雪害に対処するために必要な予防技術及び応急対策技術の指導並びに普及を行う。

(2) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止する指導を行う。

(3) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐により雪害を防止する技術指導を行う。また、被害立木について、病虫害の発生を未然に防ぐための適正な処理について指導、支援する。

6 授業、保育の確保

小学校、中学校、高等学校及び幼稚園、保育所等においては、幼児及び児童生徒等生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育及び保育の確保を図る。

(1) 積雪により施設に破損の恐れがあるか点検し、危険か所の補修、修理を行う。

(2) 屋根からの落雪危険か所を把握し、積雪時には立ち入らないよう適切な対策をとる。

(3) 緊急時に緊急車両等が施設内に進入できるよう、進入路や通路の確保をするとともに児童生徒の避難経路、避難場所の確保を図る。

7 文化財の保護計画

所有者または管理者は、積雪による文化財の破損、損傷の危険を防止するための必要な措置をとるとともに、常にその実情を把握しておかなければならない。

市教育委員会は、所有者または管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。

8 警備体制の確立

雪崩、交通途絶、融雪、地すべり等の災害発生時または災害発生の恐れのある場合の避難誘導、警戒、警備体制の確立を図るため、平素から警察、消防機関及び関係機関との緊密な連携を図る。

9 雪崩、落雪対策

市及び関係機関の管理する施設が雪崩の危険区域にある場合は、必要に応じて予算措置を講じ、事業を実施する。また、落雪等の危険がある場所の把握に努め、立ち入り制限を行う等の措置を行う。

10 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪、積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能であることから、市民に対し、雪害に関する知識の普及・啓発を図る。

- (1) 降積雪時の適切な活動について市民に周知する。
- (2) 雪害に関する警報、注意報等に対して注意を払い、住宅周辺等については自主的に除雪を行う等の防災意識の普及を図る。また、除雪の際の屋根からの落雪等、安全管理についても注意喚起を促す。
- (3) 雪道を運転する場合は、気象情報や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

11 渋滞時におけるドライバー、車両等への食糧、燃料、一時滞在所の提供等

積雪により渋滞が発生し、長時間にわたり解消が図られない場合において、次の措置を行う。

- (1) 渋滞解消の目途が立たないときは、一時滞在所を早期に開設しドライバーや同乗者を誘導し健康管理に努めるとともに、車両の燃料消費の抑制を図る。
- (2) 渋滞解消の目途が立たず、やむを得ず燃料が途絶えた車両には一定量の燃料を供給する。
- (3) 渋滞解消の目途が立たないときは、一時滞在所および停滞車両へ食料を供給する。
- (4) 放置された車両が除雪作業や渋滞解消の妨げになる場合、道路管理者は必要に応じて所有者または使用者の了承を得ることなく移動、撤去することができるものとする。

なお、その際、車両等に損傷が生じた場合は道路管理者の責任において補償するものとする。

第2節 災害直前活動計画

危機管理防災課

第1 基本方針

雪害については、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、雪に対する警報等の伝達及び除雪活動等の必要な事項を定めるものとする。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報、注意報等の市民及び関係機関への円滑な情報の伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 計画の内容

- 1 長野地方気象台から発表される気象注意報、警報等について、市民及び関係機関に円滑に伝達を行う。
- 2 雪に関する情報を正確に把握するとともに、関係機関と連携し除雪やその他必要な対策が迅速に実施できるよう準備を行う。

大雪に関する特別警報

	概要	発表基準
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

特別警報の指標

雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深 : 67cm
----------------	---

大雪に関する警報・注意報発表基準一覧表

千曲市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	長野県 北部 千曲市	
警報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
注意報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm

第3節 除雪等の実施

各部

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながることから、適切な除雪の実施、雪害の防止活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 正確かつ迅速に情報を収集し、適時適切な方法による広報の実施
- 3 公共交通及び関連施設利用の確保
- 4 通信等インフラの確保
- 5 災害時要支援者支援、ごみ、し尿等市民生活の確保
- 6 幼児、児童生徒等の保育及び教育の確保
- 7 文化財の積雪による破損等の防止
- 8 雪捨て場等の確保による除雪活動の支援

第3 活動の内容

1 除雪等活動

救助・救急・医療活動、緊急支援物資の輸送等を行うには被害の拡大を防止し、交通の確保を図らなければならない。また、社会、経済活動を維持するためにも迅速かつ効果的な除雪活動を行わなければならない。

これらに対応した除雪を行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制を配備する。

なお、関連する他の道路との整合性も考慮し効果的な除雪を行うものとし、他の道路管理者との連携を図る。

(1) 実施計画

積雪量等を適切に判断して除雪活動を実施し、大雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

なお、除雪に係る機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機関の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるよう措置する。

(2) 体制区分

大雪対策に対処するため、状況に応じて次表により体制を組織する。ただし、12・24時間降雪量、雪質、災害の状況その他の事情により判断し、必要な場合は適正な組織体制をとる。

配 備	配備基準	活動内容等	備考
準1号配備 (準備体制)	・積雪が25cmを超えた場合	市内におけるパトロールを強化し、状況の把握に努め、関係機関、関係各課へ連絡するとともに市民、関係機関への情報伝達を行う。	
1号配備 (警戒体制)	・積雪が35cmを超えた場合	職員による除雪体制を強化するとともに除雪用機械の増設配備、民間機関への除雪依頼、市民、関係機関への情報伝達を行う。	警戒本部設置
2号配備 (即応体制)	・積雪が60cmを超えた場合	1号配備を強化するとともに関係機関、関係各課が連携して除雪活動等必要な措置を講じ、また、市民、関係機関への情報伝達を行う。	災害対策本部設置
3号配備 (非常体制)	・積雪が60cmを超え、更に降雪が見込まれるとき	本部要員の全員をもってあたるものとする。	本部設置

(注1) 配備・体制、情報伝達等については、風水害対策編第2章 災害応急対策計画に準ずる。

(注2) 積雪深は千曲坂城消防本部及び更埴消防署の積雪計による計測とする。

(3) 災害（雪害）警戒本部等の設置基準

積雪が35cmを超えた場合には、副市長の指示により雪害警戒本部を設置する。

また、積雪が60cmを超え、大雪により道路交通が遮断され、建物、農業施設等に被害が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、または及ぼす恐れがあるときは、市長は、災害対策本部を設置し、除雪対策を中心に職員配備態勢を強化する。

(4) 組織

雪害警戒本部及び雪害対策本部の活動は、風水害対策編第2章災害応急対策計画第3節非常参集職員の活動に掲げる1号配備の範囲内で、次により組織する。

ア 災害（雪害）警戒本部

副市長を本部長とし、副本部長に建設部長、本部員に総務部長、経済部長、教育部長を充てる。

本部室室長には建設課長がその任に当り、本部室の業務は、危機管理防災課長、防災係長、建設課管理係長、維持係長が行う。

職員の配備態勢は、風水害対策編第2章災害応急対策計画第3節非常参集職員の活動に掲げる1号配備の必要な範囲内で行う。

イ 災害対策本部

風水害対策編第2章災害応急対策計画第3節非常参集職員の活動に準ずる。

2 情報収集及び広報の実施

(1) 降雪量、道路、交通、集落や被害等の状況を把握するとともに、国及び県の道路管理者、防災関係機関等から、また、市内各地区の情報は区長及び職員によるパトロールからの報告により、正確な一元化した情報収集を図る。

(2) 情報は、屋外告知放送・有線放送・ケーブルテレビ・千曲市メール配信サービス・緊急速報メール・ホームページ・SNS・広報車等あらゆる方法で伝達する。

3 公共交通及び関連施設利用の確保

- (1) 輸送事業者は、雪害時における輸送対策については、市民及び観光客の移動手段を確保する観点から、可能な限り機動力及び人力を動員して除雪に努め、信頼性を高めるとともに輸送手段の確保を図るものとする。
- (2) 輸送事業者は、的確な気象情報の把握に努め、適時適切な運転規制及び除雪体制を行うことにより、通勤通学時の運行をなるべく確保するよう努めるものとする。また、市と連携を図り、必要に応じて関連施設の除雪を優先させるなどの協力体制を確立する。
- (3) 輸送事業者は雪害時において、旅客の安全と輸送秩序の維持に努めるとともに、必要に応じて市と連携して給食、医療等の提供を行う。
- (4) 輸送事業者は、平常時から雪崩等の危険か所を点検し、必要に応じ予防措置を行い、安全運行の確保を図るものとする。

4 通信等インフラの確保

- (1) 通信事業者は、雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施するとともに、災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、災害の規模その他状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の確保と迅速な復旧に努めるものとする。
- (2) 災害により通信が途絶し、または著しく輻輳したときは、通信事業者は、定められた復旧順位により応急復旧措置を行うこととし、復旧に必要な資機（器）材は平常時より保有しておくものとする。

5 要配慮者支援、ごみ、し尿等市民生活の確保

- (1) 市は、要配慮者の安否確認を関係機関の協力を得て実施するとともに、除雪、雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全を確保するため、早期に避難所の開設を行うなど安全及び生活の確保を図る。
- (2) ごみ、し尿の収集に支障が生じないように、市民生活の確保を図る。

6 授業、保育の確保

- (1) 教育委員会及び次世代支援部は、小・中学校、保育所及び幼稚園等の児童、生徒、園児等の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、大雪時における授業及び保育を確保するための対策をとる。
- (2) 学校長及び施設長は、天候の急変に際し教育委員会、次世代支援部と連携を密にし、始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ、保育時間の変更等適切な措置を行う。
- (3) 学校長及び施設長は、施設に破損が生じ、または生じるおそれのある場合は、一時建物の使用を禁止する等の措置をとるものとする。

7 文化財の保護

文化財保護法、または文化財保護条例等により指定、登録をされた文化財を保護するため、大雪等により破損や損傷が生じるおそれがある場合は、適切な応急対策をとるものとする。

8 雪捨て場等の確保による除雪活動の支援

市は必要に応じて雪捨て場等を指定し、市民等の除雪活動を支援する。